

一般廃棄物収集運搬業許可証

平成26年4月1日

株式会社 大和総業
代表取締役 古村天 様

鳥栖市長 橋本 康志



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 14 号
住所	久留米市御井旗崎二丁目 24 番 33 号
氏名	株式会社 大和総業 代表取締役 古村天
市内を所管する 営業所の所在地	久留米市御井旗崎二丁目 24 番 33 号
取扱廃棄物の種類	事業系可燃ごみ(粗大ごみを除く)
収集、運搬 及び処分の別	収集、運搬
営業の区域	今回申請時に添付した業務実施計画書(様式②)に記載された事業所に限る。
許可期限	平成26年4月 1日から 平成28年3月31日まで
許可の条件	裏面のとおり